

図表 1-1 板橋区の地図と発達障がい支援のマッピング



研究結果1 「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」について

1) 「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」の発足の背景と経緯

板橋区内では発達障がいのある子どもと親向けの専門医療機関が複数あるが、開業医レベルでは、5歳児健診事業-東京方式-(東京都医師会 2011 1) 2) の研修を修了した板橋区医師会所属の診療所が 31ヶ所あり、それを採用して発達障がい(疑い)のある就学前の子どもへの相談対応がされており、発達障がいに対し、医師会の、母子保健活動と医療としての支援活動は、他区より活動性が高く整備された状況と言える(図表 1-1)

5歳児健診の有用性は報告されているが、図で示すように東京都方式5歳児健診での要観察・要精密の割合は、26.8%と鳥取県の悉皆健診での割合 9.3%(小枝 3)と比較して高い割合であった(図表 1-2,3)。これは

悉皆健診ではなく、本人や家族の任意の健診であるため、3歳児健診等ですでに把握されている知的障害など障害のある子どもの親などが、就学に向けての心配があるための受診であった例があるなどが高率の理由であると推測され、今後の課題である。

(図表 1-2)

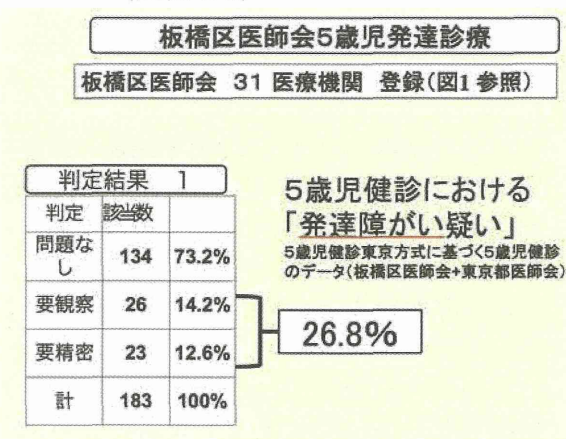
図表3

5歳児健診で気になる子の診察のポイント
(厚生省「発達障害児に対する気付きと支援のマニュアル」より抜粋)

- ・会話をする
- ・動作模倣
- ・物の用途を聞く
- ・比較概念を聞く
- ・左右の確認
- ・左右を使った構文の理解
- ・安静閉眼
- ・じゃんけん勝負・しりとり
- ・読字

板橋区医師会:5歳児発達診療
(「5歳児健診事業」東京方式を利用)
www.tokyo.med.or.jp/old_inf/
gosaiji.toukyouhousiki.pdf

(図表 1-3)



平成 23 年 7 月 20 日より、日本肢体不自由児協会が板橋区の委託を受けて「板橋区子ども発達支援センター」事業が開始された(研究結果 2 別項参照)。

この事業は、子どもの保護者からの相談を主事業としており、診断を下す専門機関ではなく、敷居の低い、相談しやすい機関として機能することを掲げている。即ち、保護者の「気付きの段階」からの支援により、障がい特性の理解を促し、特性に対して適切な対応を学び、また必要に応じて、医療機関や療育機関を紹介し、診断(見たて)や専門療育を受けることをコーディネートする「繋ぎ」の役割を担っている。医師はカンファレンス等へ参加して助言する役割を担い、直接子どもを診療はしない。

利点として、保護者の感想として、診断さ

れないので相談しやすい、具体的支援が得られるなどの評価を得ている。また、健康福祉センター、保育所・幼稚園、学校などからも、相談を保護者に勧めやすいし、具体的支援が得られるなどの評価されている。最近では、保護者がインターネットで調べ相談に訪れる例も増えている。その結果相談件数の増加している。

当然であるが、受診理由は、行動に関する相談のほか、コミュニケーション・言葉についての相談が続いており、直接、発達の相談ではなく、保護者の困り感の相談が多かった。一方で、「繋ぎのための相談の場」として位置づけ、継続した相談が必要なケースは地域の医療機関での診断、療育機関での相談、指導援助を受けるように紹介する役割であった。しかし、板橋区内の専門療育機関は3ヶ所と限られており、児童発達支援事業の定員はオーバーな状況であった。そのため、紹介先が限られているため、継続相談数が増え、結果的に新規ケースの受け入れが困難な状況は続き、その他相談対応の工夫などをしたが、タイムリーに相談が始まることが理想であるがおよそ2ヶ月待ちと相談の待機例が増加している状況にあった。

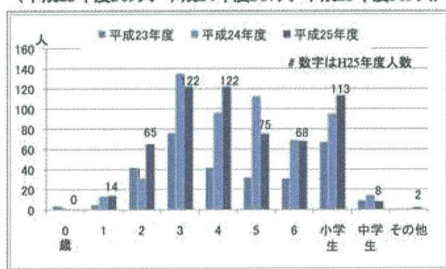
文部科学省の平成 24 年度の調査で、発達障がい児(疑いを含む)は学齢期の児童で 6.5%とされているが、相談数は年々増加している。それは単に対象事例の増加でなく、発達障がいに対する認知度が上がり、保健・医療機関、学校、保育園等からの最初の相談アプローチが子ども発達支援センターに紹介されることが多くなったためであろう(図表 1-4,5,6)。

区内にある日本大学板橋病院小児科でも心理外来への受診児は平成 20 年と比較すると 23 年は約 2 倍に増えている。また、発達障がいの相談先の中心である心身障害児総合医療療育センターでは、年間 1100 名の新規患者(内、板橋区内在住はおよそ 4 分の 1)が登録されているが、そのおよそ 7 割が発達障がい圏の相談であり、新規受診待機は 4 から 6 か月の状態である(図表 1-7)。

その状況を踏まえ、「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」を発足させ、子どもの心の診療における専門医と診療所医師との医療連携を構築し、専門機関に殺到する患者を協力して診ることにより、患者および専門機関の負担を減らすとともに、子どもの心の診療に従事する会員医師の診療技術の向上を図ることを目標とする事業を展開することとなった。

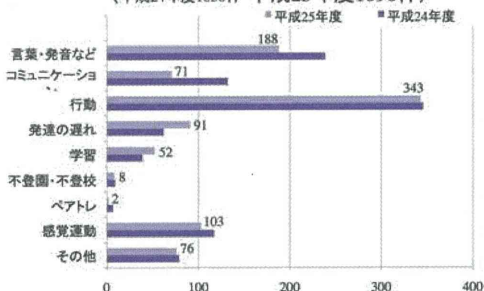
(図表 1-4)

図表4 板橋区子ども発達支援センター 専門相談対象児の年齢分布 (平成23年度309人・平成24年度567人・平成25年度589人)



(図表 1-5)

図表5 専門相談内容(重複を含む延件数) (平成24年度1030件・平成25年度1096件)



(図表 1-6)

図表6 板橋区子ども発達支援センターの特徴と現況

診断を下す専門機関ではなく、敷居の低い、相談しやすい機関

相談者の背景

○保護者

- ★ 診断されないで相談しやすい
- ★ 具体的支援が得られる

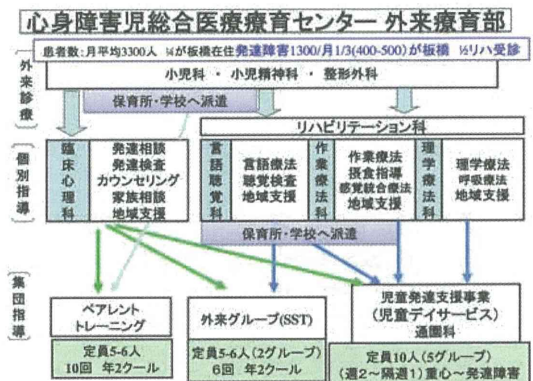
○保健センター・保育所・学校等支援機関

- ★ 相談を保護者に勧めやすい
- ★ 具体的支援が得られる

医療・療育受け皿の不足・連携不足

継続相談・新規相談ケースの増加!

(図表 1-7)



2) 「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」の発足と医師会へ向けたアンケート調査

そこで地域の先生方が専門機関、療育機関や行政と連携し、ともに対応していく体制を築くことを目標とする「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」を発足した。発足の趣旨をまとめたものを(資料 1-1)に示す。

会の発足に際しては、心身障害児総合医療療育センター、日本大学板橋病院小児科の先生方と相談しながら、平成25年4月、続いて6月の準備会を経て活動内容をまとめ、9月に「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」を開催し、会の規約の作成、会員の先生方へのアンケート、そして医療連携を図る上に必要な研修会等の実施内容が決められた(資料 1-1,2)。

子どもの心の医療連携に関するアンケートについて述べる(図表 1-8,9,10,11,12,13、資料 1-2,3 参照)

平成25年10月に医師会会員へ「子どもの心の診療に係わるアンケート」を施行した。結果は、回答数 75人(診療科目) 設問2(53人) 設問3(49人)の医師会会員から回答があった。設問1から、診療科目の内訳は、小児科(19

人 25%) 内科(36人 48%)、眼科(4人 5%)、精神科(3人 4%)耳鼻科(23%)で、発達障がいを含む子どもの心の診療への関心の高さが伺えた。

設問2の結果から、回答のあった53人中、16人(30%)が日常診療で子どもの心の診療に携わっていることがわかった。実際心理士を雇い相談をしている複数がある(今回はアンケートせず)。

一方、設問3では、子どもの心の診療に今後携わっても「いい」は10人(25%)に留まり、日常で診療している医師の回答で6人減少しているのは、発達障がい診療の難しさが伺えた。

4. どのような体制を整えば、今後子どもの心の診療に新たに携わることが出来ますか、あるいは安心して今後も携わっていただけますか？(複数回答可)(図表1-11)

設問4の回答では、①が40(37%)②が36(34%)と多く、地域での支援体制の整備充実を望む声と、専門機関との病診連携の確立を望んでおり、さらに、前述のアンケート2では発達障がい診療への関わりを来遺忘する医師は少なかったものの③28人は子どもの心の診療の知識や情報の収集を希望するとの結果となり、関心の高さが伺えた。

1. 診療科目について (図表 1-8)

| 科目 | 小児科 | 内科 | 眼科 | 耳鼻科 | 精神科 | その他 (※) |
|--------|-----|-----|----|-----|-----|------------|
| 回答数 75 | 19 | 36 | 4 | 2 | 3 | 11 |
| % | 25% | 48% | 5% | 3% | 4% | 15% |

(※)「その他」【呼吸器科、循環器内科、皮膚科、外科、整形外科、乳腺、心療内科、産婦人科】

2. 日常診療で子どもの心の診療 (心身症、不登校、発達障害等) に携わっていますか。

(図表 1-9)

| 回答 | N 50 |
|-----|----------|
| はい | 16 (30%) |
| いいえ | 37 (70%) |

3. 今後子どもの心の診療に今後携わっても良いと思いますか。(図表 1-10)

| 回答 | N 53 (回答 49 未回答 4) |
|-----|--------------------|
| はい | 10 (25%) |
| いいえ | 29 (75%) |

(図表 1-11)

| 内容 | 回答数 (%) |
|---|----------|
| ① 患者に対する支援体制 (発達支援センター、療育機関の情報、健康福祉センター) や保育や教育現場における支援内容の情報、専門医療機関等の情報の充実。 | 40 (37%) |
| ② 専門病院との病診連携の確立。 | 36 (34%) |
| ③ 子どもの心の診療についての講習会の開催 (診療に関する知識・情報の収集) | 28 (26%) |
| ④ 板橋区医師会 5 歳児診療事業への新規参加 | 0 (0%) |
| ⑤ その他 (自由記載) | 3 (3%) |

⑤その他 (自由記載) の内容

- ・心因性の視機能生涯に関してのみ可。
- ・主治医 (小児科医) への補助、例えば、主治医休診日に診療を受けるなど。
- ・高齢になり子供の診療はやめました。
- ・午前のみ診療、順次縮小していく予定です (高齢のため)。
- ・皮膚科以外に特に受診する病気がなく、どこに相談するか困っている方に何か情報提供できるようにしたいです。

5. 先生が子どもの心の診療に携わる場合、以下のどの段階まで対応可能でしょうか。現状ないしは今後の予定でもかまいませんので、該当するものに○をお願いします (これからすぐにこの範囲で診療をお願いするというものではありません)。(図表 1-12)

| | ステップ 1 | ステップ 2 | ステップ 3 | ステップ 4 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 回答数 | 44 | 18 | 11 | 1 |
| % | 60% | 24% | 15% | 1% |

※「ステップ 3」に○の場合、「ステップ 1」「ステップ 2」にも○を加算してカウントしています。

(図表 1-13)

| |
|--|
| <p>ステップ1:発達障害児とその家族が安心して受診できる一般診療医（小児科医・精神科医・眼科医・耳鼻咽喉科医）。</p> <p>待合室での環境調整が可能（好きなグッズの持ち込み、外で待てる等）笑顔 ほめる 落ち着かなくても怒らない、子育てのせいにしない、親への労い 診療の流れの予告（例「3数える間だけ大きな口にしてね。上手だね」）。</p> <p>ステップ2:発達障害を理解し、発達障害についての簡単な説明ができる医師。</p> <p>対応のワンポイントアドバイスができる。薬の足りない時（数日など）補充の処方 薬についての知識、福祉・保健・教育の支援の情報を提供できる。</p> <p>ステップ3:発達障害児にある程度携わる医師（ある程度の診断と紹介ができる医師）、</p> <p>心に問題のある子どもの保護者に、ある程度の対応法をアドバイス、安定期の処方（調整は専門機関が基本的に行う）、副作用の確認（身長・体重、血圧、血液検査などのチェック）、診断書の作成（専門的診断がいないもの（例：保育所の要支援児認定（加配）申請のためのもの）</p> <p>ステップ4:発達障害児を定期的に診療する医師</p> <p>診断ができる。薬物治療・心理社会的治療。診断書（特別児童扶養手当、精神障害者保健福祉手帳など）。関係機関との連携（学校、保育園、児童相談所など）ができる。</p> |
|--|

設問5の結果として、ステップ2(18人24%)及びステップ3(11人15%)までの段階まで対応可能もしくは、今後の希望があるとしており、質問項目4の結果と同様に医師会員の関心の高さが伺えた。

今回のアンケートは「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」の発足にあたり、医師会のメンバーの発達障がいに対する意識、即ちどのようにすれば今後子どもの心の診療に新たに携わることができるのか、あるいは安心して今後も携わっていけるのかななどを調査し、今後の会の在り方について検討した。

その結果から、発達障がい児（その疑いの子ども）に対する保育や教育を含めた支援の情報や専門機関の情報の充実、病診連携の確立、そして子どもの心に関する講習会の開催がその上位を占め今後の会の運営の方向が明確となった。

また、設問の5（図表 1-11）では「先生が子どもの心の診療に携わる場合、以下の

どの段階まで対応可能でしょうか。現状ないしは今後の予定でもかまいませんので、該当するものに○を1つお願いします（これからすぐにこの範囲で診療をお願いするというものではありません）」という質問を行った。

この質問は、2007年厚生労働省の「子どもの心の診療医」養成のための提言（図表 1-14）において「子どもの心の診療医」を習熟度別に三類型に分類したものを基本とし、心身障害児総合医療療育センターの医師（長瀬・米山）が、医師会向けに、携わり度別4つのステップにアレンジしたものである（図表 1-13）。その回答として（図表 1-12）のように、やはりステップ1「発達障害児とその家族が安心して受診できる一般診療医」を目指す先生が多かったが、ステップ3の「発達障害児にある程度携わる医師（ある程度の診断と紹介ができる医師）」を15%もの先生が目指す結果となり連携のためには心強い結果となった。

子どもの心の診療医の養成のための提言 2007.3(厚生労働省) (図表 1-14)

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 一般の小児科医・精神科医 | 卒後臨床研修修了後、小児科や精神科の一般的な研修を修了し、一般的な診療に携わる医師 |
| 2 | 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 | 1を経て、さらに子どもの心の診療に関する一定の研修を受け、子どもの心の診療に定期的に携わる医師 |
| 3 | 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 | 1又は2を経て、子どもの心の診療に関する専門的研修を受け、専ら子どもの心の診療に携わる医師 |

(図表 1-15)

| NO. | 年月日 | 講師 | テーマ |
|-----|------------|------------------------|---------------------------|
| 1 | 10月28日 | 板橋区子ども発達支援センター 小児精神科医師 | 板橋区子ども発達支援センターの概況と福祉制度の活用 |
| | 10月28日 | 同センター 臨床心理士 | 気になる行動の理解と関わり方 |
| 2 | 11月28日 | 同センター言語聴覚士 | ことばを育てる関わり方 |
| | 2014年1月23日 | 同センター小児科医師 | 子育てのコツ(ペアレントトレーニング)と親支援 |
| 4 | 1月23日 | 同センター 作業療法士 | 感覚運動遊びについて |
| | 3月13日 | 日大病院小児科医師(教授) | 診断について |
| | 3月13日 | 日大病院小児科医師(講師) | 薬物療法について |

3) 子どもの心の医療連携研修会の開催

アンケート結果に基づいて子どもの心の連携医として必要となるスキルの向上を目指し、計4回7項目についての講習会を25年度中に開催し連携医を目指す医師が参加した。平成25年度の講習会の内容と担当講師を(図表1-15)に示す。そしてこれら4回すべての講習会に参加いただいた先生には研修修了証を発行し連携医として登録していただくこととし、そのシステムを規約に定めた。

医療連携研修会への参加状況は、板橋区医師会会員診療所医師の参加は43名延べ83回、関連病院医師参加は13名であった。ま

た、4日(回)すべてに参加した医師は14名で、この14名に規約に基づき研修修了証を発行し「子どもの心の医療連携医」として認定した。14名は、板橋区医師会のホームページ、関係者用の「発達障がい児支援ガイドブック」の掲載の検討をしている。

4) 26年度の事業展開

平成26年4月「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」を開催し、医療連携の充実のために26年度の事業展開を話し合った。その結果、(図表1-16)に示したように年間3回の講習会の開催を決定し、平成26年度の講習会参加を通じて新しく連携医として認定される先生の認定基準も設けた。

(図表 1-16) 板橋区子どもの心の医療連携研修会

| NO. | 年月日 | 講師 | テーマ |
|-----|----------------|-----------------------|---|
| 1 | 7月28日 | 日本大学病院小児科 臨床心理士 2名 | 知能検査について(WISC-IVとビネーV) 外来でできる質問紙検査について |
| 2 | 10月23日 | 児童精神科 医師(開業) | 「こんな時どうする!?!」ケースから考える発達障がい 診療のポイント |
| 3 | 2015年 2月16日 | 東京都 教育委員会 指導主事 | 東京都における特別支援教育の展開 |

5) 27年度以降の事業展開

平成27年度については、研修会では、

- 1 不登校（発達障がいと併存率の高いとされる）関連した研修会
- 2 広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）の診断(PARS-TR)の利用の研修
- 3 症例検討会（開業医で経験した症例を中心に）
- 4 区内大学病院、療育機関等で開催される研修会の参加
- 5 平成27年度に都内で開催される、子どもの心に関する関連学会学術集会への参加

を奨励することとなった。

さらに、平成27年度の法制の改正に伴い、「障害児支援計画書」作成と関連し、サポートブックの検討をすることとなっている。

【考察】

「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」の発足の背景と経緯の項目で述べたように、

医師会主導の活動は、地域での障害児支援の資源開発、啓蒙および関係機関の連携において有効なものであると思われた。医師会で特に小児科医は、子どもの成長発達支援の重要な担い手である。乳幼児定期健康診断、予防接種など区の保健行政から委託を受けている。今回、その開業医が、子どもの身体の診療から、心の診療へとその範囲を広げる試みであり、子どもとその家族にとっては、「かかりつけ医」にまず相談できることは、地域での、保健・保育所など福祉

の現場だけでなく、身近な医療の現場で相談できる窓口が増えたことは、意義の有るものと言える。さらに、開業医の多くが、保育園・幼稚園の園医や学校医であることから、今後、福祉・教育との顔の見える連携が促進されることが期待される。

一方、診断と専門機関への紹介、子ども発達支援センターへの紹介等の連携さらに日常の診療とともに必要に応じて専門医から逆紹介を受けての薬物療法などは可能となりつつあるが、診断後の療育など発達保障を行なう機会は不足しており、例えば、心身障害児総合医療療育センター初診の待機が4-6ヶ月待ちであることを考えると、次項でも述べているが、療育施設の不足は深刻な課題である。

今後、板橋区の行政が、インクルージョンを意識しながら、障がい児通所事業等の拡大など図る必要が有ろう。

尚、平成26年より、板橋医師会と心身障害児総合医療療育センターは共催して、重症心身障害児者の在宅支援についての研修会を行っており、人工呼吸器管理や経管栄養管理などのいわゆる「医療的ケア」の必要な在宅重症児ケアを地域で支援する技術とネットワーク作りについても取り組み平成26年度は4回の研修会を行なった。(板橋区医師会主催 小児在宅医療実技講習会 共催：社会福祉法人日本肢体不自由児協会) 尚、この研修会は東京都在宅療養推進区市町村支援事業を利用して開催された。

その結果、小児在宅医療に関わるにあたり、重症児者の終末期の対応などが、高齢者の在宅医療の

場面と異なり、家族の覚悟やその心情への配慮や対応の難しさ、全国で課題とされているレスパイトケアのベッド不足、急性疾患に罹患した場合の入院治療受け入れ先（バックベッド）確保の困難さ（特に小児期から成人となったケース）などの課題があることが共有でき、重症心身障害児者についての理解が増した。そして、小児在宅医療に関わる意思を表明された診療所が8施設立候補することとなった。これは、医療ニーズの高いケースの地域連携であるが、医師会主導の活動は、発達障がいを含む障害児支援の資源開発、啓蒙および関係機関の連携において有効なものであり、地域支援の連携構築の在り方の参考となる。

（平山貴度・米山 明）

研究結果 2

2 板橋区子ども発達支援センター と板橋区の発達障がい児の支援の現状(概況)

1) 板橋区子ども発達支援センター事業の概要

板橋区子ども発達支援センター事業は、平成 15 年より板橋区保健所・健康福祉センターが立ち上げた「乳幼児の発達の遅れに関する相談・支援機関連絡会(略称:発達ネット)を通じて、主に板橋区保健所、板橋区生きがい部健康推進課と心身障害児総合医療療育センターの、筆者を含む小児科医らが主となって、研究事業結果(早期の発達障害児に対する地域での支援の現状の調査研究 発達障害児に対する早期からの地域生活を効果的に行うための調査研究 平成 20 年度障害者保健福祉推進事業 2008 4) 5) を踏まえて、検討を重ねた結果「社会モデル(生活モデル)」を意識して作られたものである。

要綱には、発達障害者支援法 第 1 条「発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要である」という理念に准じ、乳幼児及び児童の発達障がいの特化した専門相談窓口を開設することにより、本人及び保護者に対する発達障がいの早期発見、早期支援体制の充実を図ることを目的とする。(板橋区子ども発達支援センター事業実施要綱(平成 23 年 4 月 板橋区長決定)より)とし、平成 23 年 7 月 20 日より、板橋区の委託を受けて事業を開始した。(図表 2-1,2)

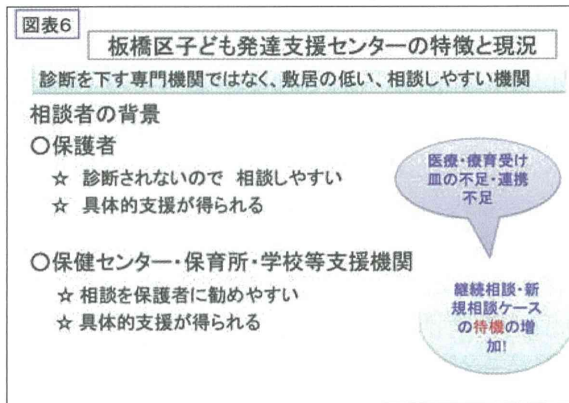
相談対象は、板橋区内在住の乳幼児から概ね 15 歳までの子どもを対象とし、発達障がいに関する専門相談機関として、早期支援を行った。職員は言語聴覚士・臨床心理士・福祉相談員が常勤勤務し、作業療法士・医師が非常勤として勤務している。

具体的な事業内容としては、

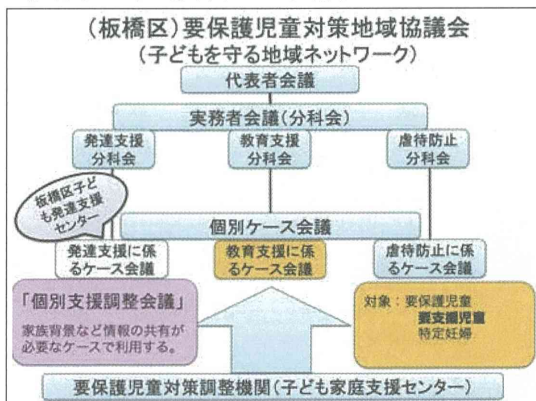
(1) 個別支援は、保護者の児の発達に関する心配や困り感などの「気づき」やそれ以前の段階からの支援を意識した専門相談と位置づけ、専門スタッフによる相談の他に保護者支援(家族支援)の機会として、より生活に役立つ具体的な育児(子育て)支援を各種教室として開催することとしている。さらに、個別支援調整会議は、各関係機関との連携を図ることと、発達障がい児は、児童虐待ハイリスクである(要支援・一部は要保護児童)ことを意識して、児童虐待予防と防止を意識して、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク通称:要対協)に基づく連携会議としても開催できるとした(図表 2-2 資料 2-2)。

- ア) 専門相談:言葉・行動・コミュニケーション等の発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び児童の家族等からの発達障がいに関する相談と支援。
- イ) 保護者(親)支援:言葉・行動・コミュニケーション等の発達の偏りや遅れに心配のある子どもの保護者に、日常生活において、子どもの特徴に応じた適切な対応ができるよう集团的に助言や指導行う:a)ペアレントトレーニング、b)ことばの教室、c)運動遊びの教室、d)発達特性理解の講義、e)地域の生活資源利用の活用の講義
- ウ) 個別支援調整会議の開催:専門相談を受けた中で支援が必要な事例について、支援方針の検討及び関係機関(健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小中学校、療育機関等)の支援内容の共有化を図り、各支援機関の役割を確認するための、板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱第 6 条、7 条に基づく関係機関の連携会議。(図表 2-2 資料 2-2)

(図表 2-1)



(図表 2-2) (資料 2-2 参照)



(2) 地域支援は、「社会モデル(生活モデル)」を意識して、地域社会へ発達障がいについての理解と啓蒙をはかるとともに、主に日中の時間帯に世話をしたり一緒に過ごしたりするなど子どもと関わる現場の、保健師、保育士や幼稚園教諭など、スタッフ(支援者)の人材育成と質の向上を図ることを目標においた研修と各関係の顔の見える会議を開催し連携を強化することを目標としている。

ア) 発達障がいに関する人材育成として、保育士、保健師、教師等を対象に発達障がいの理解とその対応についての研修。

イ) 地域連携推進会議の開催

板橋区における、発達を支援している関係機関(専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、

健康福祉センター、福祉事務所、保育園、児童館、幼稚園、小・中学校、教育相談所

等の実務を担当する責任者等)の情報の共有化及び支援体制の課題について検討し、有機的な連携体制を推進するための、板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条、7条、8条に基づく会議「個別支援調整会議」。平成15年より板橋区保健所・健康福祉センターが立ち上げた「乳幼児の発達の遅れに関する相談・支援機関連絡会(略称:発達ネット)平成15年2月21日に第1回開催」を年2回開催する(資料2-1,2)。

ウ) 発達障がいに関連する、各種ガイドブック(例:板橋区発達障がい児支援ガイドブック(関係者用)、板橋区保健所リーフレット(1歳6か月・3歳の発達の目安とワンポイントアドバイス)などの作成を行なう。

などである。

2) 板橋区子ども発達支援センター 平成25年度の現況(事業結果)

板橋区子ども発達支援センターは、平成23年7月20日より板橋区からの委託事業は開設し、平成26年3月末で2年9ヶ月が経過した。相談件数は、新規283人(前年比115%)、相談総数589件(3.9%増)となっている。

専門相談は、相談者にとって「敷居の低い」相談しやすい場となっている一方、初回相談までの待機期間が2ヶ月近くとなっており、相談のニーズが多い状態が続いている。

相談対象児の年齢分布は、0-4歳までが323人54.8%(平成24年度276人48.7%)と過半数を占め、昨年より年齢が早期化しており早期からの発見・支援が進んでいる。

(図表2-2, 3, 4. 5. 6)

具体的な事業内容として、1) 専門相談事業、2) 個別支援事業(ペアレントトレーニング・ことばの教室などによる親支援事業の実施、平成24年度から新規事業として始まった乳幼児発達健康診査、個別支援調整会議開催)、3) 地域支援事業として、支援者

研修会、「乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（通称発達ネット）」の開催、4) 1歳6ヶ月、3歳児へ健康診査の案内と同封し各家庭へ配布するリーフレットを改訂した。また、5) 平成25年度の新たな委託事業として、「発達障がい児支援ガイドブック 関係機関用」の大幅な改訂を行い、板橋区保健所を通じ、板橋区内の発達障がいの子どもとその家族に関係する各機関に配布した（616箇所）。

詳細は、以下である。（図表 2-2、3、4、5、6、資料 2-3、4、5、6、7、8）

1) 専門相談事業（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

① 電話・来所受付件数 556件

② 専門相談 589件（前年比103%）、うち新規283人（前年比115%）

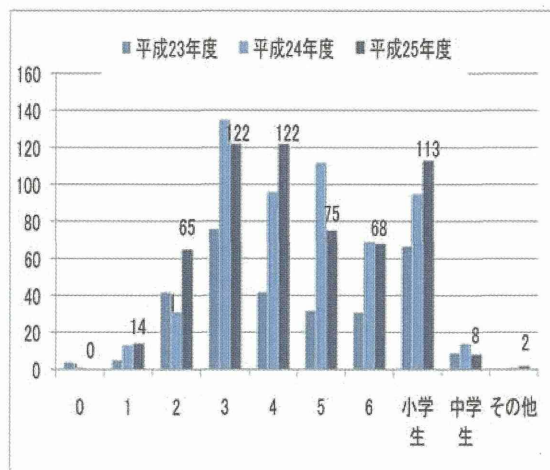
年齢別では、3歳、4歳代各122人（各20.7%）で多く、5歳75人、6歳68人で合計143人（24.3%）、小・中学生それぞれ以上は123人（20.9%）であった。0-3歳、0-4歳について比較すると、0-3歳は201人・34.1%（平成24年度180人・31.7%）、0-4歳は323人・54.8%（平成24年度276人・48.7%）と割合は増加しており、昨年度同様、就学前に相談に来るケース、早期の相談が増加した。これは発達障害者支援法、平成25年母子保健法の改正でさらなる早期発見とその支援が提言されているが、健康福祉センターでの健康診査や保育所・幼稚園など日中の生活の場で気づかれて紹介される、また親自身のわが子の発達についての関心が高まってインターネットなどの情報を通じての相談が早まっているためと推測される。

相談元（紹介）は、昨年に引き続き、健康福祉センター、保育所・幼稚園からの紹介が多いが、区が開設したホームページを見て直接申し込みをされた例が増加している。

専門相談件数と年齢内訳の、平成25年度（589件）、平成24年度（567件）平成23年度（309人）の比較を以下に示す。

（図表 2-2）

専門相談対象児の年齢分布
（平成23年度309人・平成24年度567人・平成25年度589人）



専門相談の内容内訳（重複を含む延べ1096件）は、行動に関すること（343件）が最も多く、次いでことばに関すること（233件）、コミュニケーションに関すること（117件）の相談が多かった。非常勤契約である作業療法士（OT）への相談（運動が苦手、手先が不器用等）数は103件であった。

相談対応結果として、医療機関紹介253件、療育機関紹介17件、教育相談所紹介21件であった。専門相談終了は45件で、継続した例は395件と増加した。昨年から課題として新規ケースの相談待機の解消に努力してきた。新規ケースの相談待機件数の増加の理由としては昨年も報告したが紹介先となった医療機関は個別の療育支援のニーズが高いため、心身障害児総合医療療育センターに繋がることが多い。その心身障害児総合医療療育センターの初診待機期間が長いこと、発達支援センターでの専門相談継続となっていることが挙げられる（資料 2-5、6、7、8）。

平成25年度はその解消に向けた取り組みとして、板橋区医師会と協力し「子どもの心の医療連携を考える会」が発足した。その会主催で「発達障がい診療連携のため

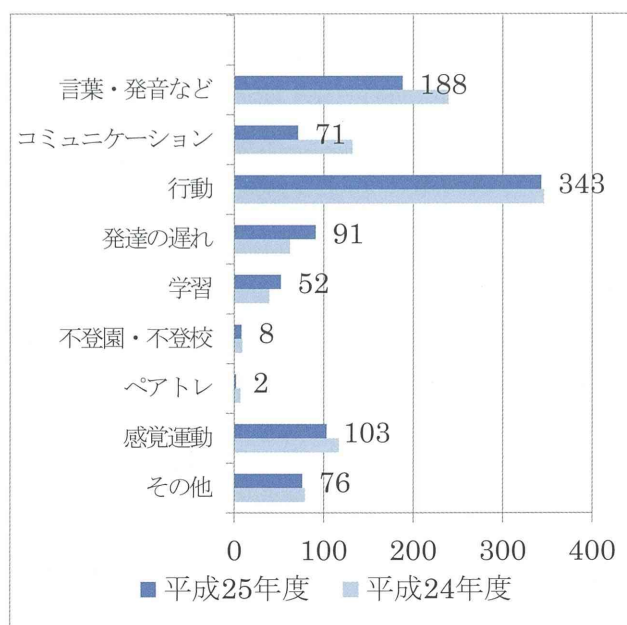
の研修会」が開催された。発達障がい診療が可能な医療機関の増加につながった（研究結果1 参照）。

さらに「考える会」を通じて連携ができ、日本大学板橋病院や帝京大学病院など専門家を有する医療機関へ、診断と治療のための紹介連携数は増加した。その結果、平成24年度107件中97件（91%）が心身障害児総合医療療育センターへの紹介だったが、平成25年度は118人中87人（73%）と減少した。平成26年度も引き続き地域医療・療育機関との連携の強化が求められる。

一方、受け皿である療育機関の受け入れ枠数は変わっておらず、板橋区の療育支援のシステムの大きな課題であり、今後の子ども子育て支援法の施行などを踏まえ区全体として体制づくりが喫緊の課題である。

（図表 2-3）

専門相談内容（重複を含む延件数）
（平成24年度 1030件・平成25年度 1096件）



2) 個別支援

個別支援事業として、①親支援事業、②乳幼児発達健康診査、③個別支援調整会議を行った。

①親支援事業

今年度は、各種教室に全10回実施した。

◆各種教室（参加者延べ105人）

- ・「ことばを育てる関わり方」の教室（言語聴覚士担当）2回（21人）
- ・「子育てのコツ教室ペアレントトレーニング」1日制（小児科医、臨床心理士担当）2回（29人）
- ・「感覚運動遊び」の教室（作業療法士担当）1回（30人）
- ・「気になる行動の理解と関わり方」の教室（臨床心理士担当）1回（14人）
- ・「医療・福祉制度の活用の仕方」の教室（ソーシャルワーカー担当）1回（8人）
- ・「子育てのコツ教室ペアレントトレーニング」5回制（小児科医、臨床心理士担当）1回（11人）
- ・「低年齢向け子育てのコツ教室ノーバディズ・パーフェクト」5回制（臨床心理士他担当）1回（25人）

を行った。各種教室の内容等の結果は概ね好評であったが、平成24年度と比較すると参加者は減少した。区民へ各種教室の開催周知は健康推進課を通し区報やHPで行なっているが、さらに早期の案内の周知とともに、参加しやすい会場設定を検討する。

②乳幼児発達健康診査（通称：発達診）

乳幼児発達健康診査は、日頃から保健師などが、「要支援児」として把握しながらも、子ども発達支援センターまで相談に家族自ら出向けないようなケースについて、相談場所を健康福祉センターとして、医師・保健師・臨床心理士・ソーシャルワーカーがチームを組み、地域担当保健師が同行するなどして、対象児の評価と相談を同時に行なう事業である。平成24年度は7回7名であったが、平成25年度は8回12名に増加した。発達診を行ったことで8件は医療機関紹介、4件は発達支援センター・教育相談所等の紹介がスムーズにつなげることが出来た。今後もより支援の在り方が難しいケ

ースにおいては地域連携が必須であり、発達診を通じて健康福祉センターを中心に身近な地域と連携して子どもとその家族の支援ができる体制づくりを行いたい。

③個別支援調整会議

個別支援調整会議は、要支援児童を、家族と一緒に地域関係者が協力連携してどのように養育や発達を支援していくかを協議できる機会である。平成24年度制度改正で、児童発達支援センター事業の1つである「専門相談事業」と類似した機能であり、併せてケースによっては「要保護児童対策地域協議会」の機能をもつ会議である。平成25年度は5回(平成24年度10回)と開催回数は減少した。平成26年度は、この会議利用の周知をはかるとともに、開催時間・場所、参加者の選定など改善策や工夫、検討をすすめていきたい。

3) 地域支援

①支援者研修(資料2-8)

平成25年度6回開催し、参加者数は165人で平成25年度より減少となった。対象を地域保健師、区内保育園や幼稚園、学校や子どもを直接支援する関係機関、ボランティア等としランティア等とし、今年度もテーマを各種教室や発達障害についての支援(手立て)の実際などとした。参加者からのアンケートでは、研修会内容はおおむね好評だった。何らかの配慮も含めた介入、支援の必要とされる発達障害の子どもは就学前で8-10%、学齢で通常学級に通っている児童生徒6.5%程度と推定されており、支援は療育専門機関だけでの指導ではその多さからして現実的ではなく、日中生活をしている現場の支援者の研修による知識・技術の習得とその現場への支援が必要である。

②地域連携推進会議(発達ネット)開催(資料2-1)

平成23年度前期まで板橋区健康推進課(健康福祉センター)が主幹してきたものを移管された。

平成25年度も2回実施した。区内30関係機関以上からの参加があり、療育機関・保健・教育・福祉の行政からの説明や関係機関同士の情報交換と今後の支援の在り方などについて議論された。

3) 板橋区子ども発達支援センター以外の、保健・福祉・教育支援の概況

板橋区内の発達障がいに関連する、関係機関の活動状況について報告する。

(1) 健康推進課(保健)

保健所 1ヶ所 保健福祉センター: 5ヶ所 が活動をしている。定期健康診査と発達障がいについてその一部の概況を報告する。

3歳児健康診査の受診状況は、以下の表のような結果である。

平成20年から24年度まで、健診対象者数は、年間4,000前後でこの数年は、若干増加している。また、受診率は、平成25年度では、94.7%であるが、平成20-24年度平均は、92.9%と高い数値にあり全国平均(H24年度92.8%)とほぼ同じである。有所見者については、総数も年々増加しているが、特に精神・言語についての実数と割合が増加しているのが特徴だが、これは、板橋区子ども発達支援センターの開設による保健師の意識の高まりと発達障がいの早期発見の推進(例;支援者研修への保健師の参加など)による影響が大きい。

尚、板橋区は、1歳6か月健診を、地域医師会と連携し、登録開業医などに委託され実施しており、

H20年度85.5%(全国93.7%)、H21年度86.2%(全国93.5%)、H22年度86.0%(全国94.0%)、H23年度90.2%(全国94.4%)、H24年度92.0%(全国94.8%)と全国平均を下回っている。平成23年度からは、90%

を超え割合は増加しているが、特に、自閉スペクトラム症などの早期発見とその支援の観点からすると、医師会での丁寧な健診が実施されることを期待したい。

(図表 2-4、資料 2-9)

表 3 歳児健康診査受診状況

| 項目 (H25 状況) | 総数 H20-24 | H24 | H23 | H22 | H21 | H20 |
|-------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数 (100) | 506 | 100 | 101 | 101 | 102 | 102 |
| 対象者数 (4,241) | 20,273 | 4,064 | 4,199 | 4,077 | 3,993 | 3,940 |
| 受診者数 (4,071) | 18,834 | 3,949 | 3,932 | 3,649 | 3,728 | 3,576 |
| 管外から管内へ(343) | 1,944 | 419 | 428 | 354 | 370 | 373 |
| 管内から管外へ(343) | 1,674 | 149 | 428 | 354 | 370 | 373 |
| 受診率 (%) (94.7%) | 92.9% | 97.2% | 93.6% | 89.5% | 93.4% | 90.8% |
| 有所見者数(実数) (1,114) | 4,858 | 1,080 | 1,123 | 913 | 867 | 875 |
| 有所見者数(延数) (1,433) | 5,975 | 1,394 | 1,334 | 1,114 | 1,065 | 1,068 |
| 発育(132) | 313 | 81 | 65 | 43 | 61 | 63 |
| 皮膚(143) | 683 | 173 | 133 | 133 | 115 | 129 |
| 運動(10) | 45 | 12 | 5 | 9 | 7 | 12 |
| 精神(124) | 318 | 81 | 80 | 57 | 64 | 36 |
| 言語(201) | 658 | 175 | 142 | 109 | 121 | 111 |
| 日常習慣(270) | 1,242 | 255 | 309 | 248 | 204 | 226 |
| その他の所見(553) | 2,716 | 617 | 600 | 515 | 493 | 491 |

(2) 福祉関係 子ども家庭部保育サービス課の現況

保育園等における発達障がいへの支援について

現在、H26 年度 4 月現在、保育所入所待機児童は 515 人で東京都内ワースト 3 であった。一方、要支援児と認定されている乳幼児は、238 人で、区立保育園 134 人(内 129 人は加配対象と認定)、私立保育園は 104 人(内 97 人は加配対象)であった。尚 保育園・幼稚園(数)は以下のようなものである。

保育所区立：39

私立：65

公設民営：2

幼稚園：区立：2 私立：34

認証保育所：20

認定こども園：3

保育室：1

ベビールーム(家庭福祉員)：7

家庭福祉員：42

小規模保育施設：24

病児・病後児保育施設：4

一時保育制度：12

ショウトステイ、トワイライトステイ：1

(ほいくじょうほう - 2015 年版 -)より引用

(数字は施設(人)数) 2014.10.1

(3) 障がい福祉部と療育サービス(受け皿)の現況

平成 25 年度現在、板橋区内では、児童発達支援センター 1 ヶ所 児童発達支援事業 2、放課後等デイサービス 13 ヶ所であるが、H26 年度では放課後等デイサービス事業増加している。その内、児童発達支援センターと児童発達支援事業の枠総数 134 人分(内 10 人の枠は区外受け入れ可能)し

かなく常時定員いっぱい状態で待機者常時いる状態である。尚、保育所等の要支援認定児は 238 人で加配など適宜配慮されている。今後、いわゆる専門的な療育を受けられる、障害児通所事業を増やすような行政施策が望まれる。

また、保育所等訪問事業、児童発達支援相談事業についても、児童発達支援センターの役割であるが、平成 27 年度に向けて準備中である。

| 25年度 | 児童発達支援 | 医療型児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 保育所等訪問支援 | 計 | 保育園等要支援認定 |
|-------|--------|-----------|------------|----------|-----|-----------|
| 25年4月 | 115 | 6 | 206 | 0 | 327 | 238 |

(4) 学校(特別支援教育)と教育委員会(教育)

以下は、板橋区特別支援教育推進状況などである。

板橋区の独自調査(調査法は未公開)による、通常学級における配慮の必要な児童・生徒の推定割合

(板橋区 H 24:5.6% H25: 5.8% H26: 6.0%)と微増している。)

その内、既に医学的診断がついている割合は、H 24:28.8% H25: 30.5% H26: 32.3% と診断がされている児童が増加している。これは、医療との連携が進んでいると推測される。

平成 26 年 5 月 1 日現在：教育機関と児童・生徒数は以下の通りある。

区立小学校：52 校 児童数：21,561 人

| | | | |
|------------------------|------|--------|--------------|
| 特別支援学級(固定) | 12 校 | 30 クラス | 201 人(0.92%) |
| 特別支援学級(情緒通級) | 6 校 | 18 クラス | 144 人(0.66%) |
| 特別支援学級(聴覚・言語) | 2 校 | 6 クラス | 74 人(0.34%) |
| 特別支援学校(病弱：天津わかしお学校千葉県) | 1 校 | 4 クラス | 32 人(0.15%) |

区立中学校：23 校 児童数：9,414 人

| | | | |
|--------------|-----|--------|--------------|
| 特別支援学級(固定) | 7 校 | 23 クラス | 158 人(1.68%) |
| 特別支援学級(情緒通級) | 2 校 | 18 クラス | 61 人(0.65%) |

その他；

都立 特別支援学校 3 校

| | |
|------------------------|---------|
| 東京都立 高島特別支援学校(小学部・中学部) | (知的障害) |
| 東京都立 板橋特別支援学校(高等部) | (知的障害) |
| 東京都立 志村学園(小学部・中学部・高等部) | (肢体不自由) |
| 志村学園(高等部) | (職業技術科) |

国立 特別支援学校 1 校

筑波大学附属桐が丘特別支援学校(小・中・高等部)(肢体不自由)

(5) 利用者側からみた板橋区の障がいに関連するサービスの現状

利用者側からみた板橋区の障がいに関連するサービスの実態をまとめてみた。

1 地域の日中の生活における発達障がいを含む障がい児（その疑いのある子ども）と全ての子どもへの支援と育児（子育て）相談などの場

- 1) 区立保育園（全園）、育児相談幼稚園（区立・私立）
- 2) 児童館（平成 26 年より児童館の役割の変更あり）
- 3) 幼稚園（区立・私立）
- 4) 健康福祉センター
- 5) その他：赤ちゃんの駅（図表参照）淑徳短期大学ボランティアセンター子育て支援相談室）
- 2 専門的な相談への「つなぎの場」としての相談機関
 - 1) 子ども発達支援センター（専門相談）
 - 2) 健康福祉センター（0,1,2 遊びの会）
 - 3) 加賀児童ホーム（メロングループ）
 - 4) 子ども家庭支援センター
 - 5) 教育相談所（蓮根・成増）（H27 より教育支援センターへ変更）
 - 6) その他
- 3 専門的な相談ならびに支援機関（区内に限定）
 - 1) 心身障害児総合医療療育センター（外来・通園：児童発達支援事業）
 - 2) 日大病院（診断、個別・集団指導）
 - 3) 帝京大病院（診断・個別資料）
 - 4) 加賀児童ホーム（児童発達支援センター）
 - 5) 東京 YWCA キッズガーデン（児童発達支援事業）
 - 6) 教育委員会（学務課特別支援教育係）
 - 7) 特別支援学校 ①都立高島特別支援学校（知的・自閉）②国立筑波大学附属桐が丘特別支援学校（肢体不自由）③都立大塚聾学校（地域支援部 幼稚部）
 - 8) その他

(6) 心身障害児総合医療療育センターと地域連携の状況

板橋区子ども発達支援センターと心身障害児総合医療療育センターはスタッフを共有しており、板橋区との契約が、子ども発達支援センターである場合と療育センターとの契約も含みまとめる。

- 板橋区子ども発達支援センターとの契約
- ① 健康福祉センター（健康推進課）：乳幼児発達健診スタッフ派遣（医師・心理士・MSW）
 - ② 各種連携会議
 - 1) 個別支援調整会議
 - 2) 地域連携推進会議（発達ネット）
 - 3) 特別支援教育連絡会
 - 4) 保育園との連絡会
 - 5) 健康福祉センター保健師・心理士との連絡会
 - 6) 学校スクールカウンセラーとの連絡会
 - ② 各種研修
 - 1) 支援者研修（保育士等向け）
 - 2) 学校教員・補助職員向け
 - 3) 児童館職員向け
 - 4) 学校養護教諭研修・連絡会
 - 5) 心身障害児総合医療療育センターとの契約

- ① 保育園（保育サービス課）：保育園巡回相談（医師 25 回/年）
- ② 学校（教育委員会 特別支援教育）：通級（情緒）顧問医 4 校（他の 2 校は大学病院医師）（学校訪問のべ 20 回/年）、入級相談（通級（小中学校））10-12 回/年、就学相談：2 回（中学）
- ③ 福祉園（障がい福祉部）成人：健康相談（2 施設 各 10-12 回/年）

【考察】

1 療育機関の不足と子ども発達支援センター機能と関係機関の縦横連携

合理的配慮も含めた現場における何らかの介入や支援の必要とされる発達がいに定義される子どもは就学前で8 - 10%、学齢で通常学級に通っている児童生徒6.5%程度と推定されており、相談は今後とも増加すると推測される。

報告したように、気づきの段階からの支援として、専門相談機能を充実(質と量を確保)するために、発達支援センターの機能を強化しさらに、困った、悩んだ時にタイミングよく相談ができるように、待機解消にむけた機能拡大を含めて見直しが必要である。板橋区では、その改善策として平成27年度より志村地区に子ども発達支援センター出張所(週1回)が開設することになった。

「障がい福祉部の現況」で前述したように区内の療育支援(個別・集団)の専門施設が不足していることは、新規ケース相談の遅れに繋がっている推定される。子ども出生数の約2%は専門的療育支援が必要とされている。しかし集団の療育支援の場は常時定員(134人)満杯の状況である。さらに個別療育の公的な機関は、区内は心身障害児総合医療療育センター、日大板橋病院、近隣では都立北医療療育センター、都立大塚病院などの医療機関が実施している例もあるが、慢性的に満杯状況は集団の療育支援の場と同様である。そのため板橋区として療育の受け皿(児童発達支援事業など集団・個別支援の機関)を増やす施策が望まれる。

2 法律の改正下での子育て・療育支援について

平成25年6月「障害者差別解消法」が制定(平成28年4月施行予定)され、平成26年1月に国連の障害者権利条約を日本は批准した。それにより、いわゆるインクルーシブな社会(共生社会)作りが促進される法律の整備がされた。平成24年度、25年度から改正され施行された、母子保健法の下での母子保健事業、児童福祉法、

障害者総合支援法の下での障がい児支援体制整備が進んでいる。板橋区子ども発達支援センターの事業は、専門相談事業、個別支援事業である各種の子育て支援教室などの親支援事業、乳幼児発達健康診査、個別支援調整会議と地域支援事業(支援者研修、発達ネット等)がある。児童福祉法の下で、専門的な療育支援(医学モデル)と、家族とともに保育所・幼稚園など生活の場にいる職員による地域支援(社会モデル)が、皆で協働してできるように、障がいのある子どもを含む子育て支援ネットワークの構築に向けた事業運営を平成26年度も展開していく所存である。

3 将来(成人期)を見据えた支援

板橋区では、平成27年度から、成人の発達障がいの対する支援として、成人向けの発達障がい者支援センターを新設する計画が進行中である。新設される予定のセンター機能については、まだ未定であるが今後、教育からの移行連携が進むこと、発達障がい者に併存しやすい精神障害への支援先としての医療と就労関係・福祉との連携した支援の充実が望まれる。

また、板橋区には、発達障がいのある子どもをもつ家族会があり、「板橋区発達障害児をもつ親の会(通称IJの会 会員100人超)」があり、子どもから成人まで、皆が身近な地域で共に生きる社会づくりの活動や啓蒙をしている。家族会とも大学関係者、療育施設関係者なども参加しており、より地域に根ざした当事者を含んだネットワーク作りが望まれる。

【まとめ】

障害児支援の現場で長年培われてきた「療育」は、法律的には平成23年公布の改正障害者基本法で、第17条「療育」という項目として新設された。そして、平成24年児童福祉法の改正や平成25年障害者総合福祉法の制定、母子保健法の改正、そして平成27年4月より施行される「子ども子育て支援新制度」など、障害のある子どもに関わる法制度が大きく変

わる中、いわゆる「医療モデル」であった従来の療育から、「社会モデル」として統合された本人最善の利益保障（発達支援）と家族支援を含む「療育」へと変貌が求められている。特に発達障がいのある有病率の高さを考慮すると、「社会モデル」的支援が各地域で求められている。障害のある子ども、ない子ども、全ての子どもが、住み慣れた身近な地域において健康で心豊かに育ち生活できる共生（インクルーシブ）社会づくりに向けて、医療・保健・教育・福祉・就労などが縦横連携が始まっているがまだその進捗状況は十分ではない。今回、筆者らは、平成26年度は中規模都市に該当する、人口54万人の板橋区について、障がいへの支援の実態を把握検討した。「療育の発祥の地」とも言われている心身障害児総合医療療育センターの在する板橋区の障がい児への支援サービスは、それぞれの関係機関で支援の資源をもっていることがわかった。今年度は、特に板橋区立子ども発達支援センターと板橋医師会との連携した活動について報告中心に報告した。平成27年度は、区内の障がい児支援の資源の繋がり即ち、各機関同士の「縦横連携」を推進するシステム作りを行い、成果を報告したい。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」2007
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/index.html>
- 2) 5歳児健診事業 - 東京方式
www.tokyo.med.or.jp/old_inf/gosaiji.toukyouhousiki.pdf 2011
- 3) 「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」平成18年度 厚生労働科学研究「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開

発に関する研究」報告書（主任研究者：小枝達也）2009

- 4) 米山明・児玉真理子・岩崎博之. 早期の発達障害児に対する地域での支援の現状の調査研究 発達障害児に対する早期からの地域生活を効果的に行うための調査研究 平成20年度障害者保健福祉推進事業. 2008:82-92, 2-5
- 5) 長瀬美香、北道子 米山 明 保育園等における発達障害児の対応の現状と支援のあり方 —ペアレントトレーニングの手法を用いた保育実践の効果と啓蒙— 平成20年度障害者保健福祉推進事業 発達障害児に対する早期からの地域生活を効果的に行うための調査研究 2008

【参考資料】

【資料 1-1】

板橋区医師会「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」 発足 2013.9.19

「板橋区子どもの心の医療連携を考える会」 (規約の一部抜粋)

【総則】

- ・本会は「橋区子どもの心の医療連携を考える会」と称する（以下「連携の会」とする）。
- ・本会の事務局は板橋区医師会に置く。

【目的および事業】

・本会は板橋区における発達障がいを含む子どもの心の疾患に対する効果的な対応及び治療と医療連携を目的とする。

- ・本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一板橋区における「子どもの心の医療」において関係機関の連携のネットワークを構築運営する。一その他、前条の目的を達成するため必要な事業（学術講演会など）を行う。

①医療連携する医師のために、連携医の養成講座（研修修了証の発行）

②共通の診断ツール・サポートファイル検討（板橋区内、医療機関・療育機関共通診断ツールを作成して専門機関と相互連携を円滑にする） など

会長：平山貴度（学校医部会）

副会長： 瀧上達夫（日本大学医学部附属小児科学系小児科分野 准教授）

米山 明（板橋区子ども発達支援センター 所長

心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長 ）